

# 情報システム運用強靱化推進業務に係る一般競争入札の参加資格の審査等に関する要綱

令和6年7月8日制定

(趣旨)

**第1条** この要綱は、府が発注する情報システム運用強靱化推進業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の方法等について定めるものとする。

(審査対象)

**第2条** 資格審査の対象となる者は、情報システム運用強靱化推進業務に係る契約を希望する者とする。

(参加資格を有しない者)

**第3条** 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

(資格区分)

**第4条** 一般競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について情報システム運用強靱化推進業務に係る一般競争入札参加資格認定要領により資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 令和6年4月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、品質マネジメントシステム(IS09001)又はプライバシーマークの、いずれの認証も取得していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 京都府の情報システムに係る1件当たり契約金額2,000万円以上の京都府との

直接契約実績を有する者で、府が発注する本件業務を確実に履行することができる  
と認められるもの以外の者

- (8) 平成 26 年 4 月 1 日以降に、国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立  
行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人に  
おいて、物理サーバ 4 台以上で構成されるサーバ基盤 (IaaS を除く) に係る設  
計・構築及び運用保守業務を 2 件以上請け負った実績がある者以外の者

(申請書の提出期間)

**第 5 条** 資格審査を受けようとする者は、京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6  
号。以下「規則」という。）第 141 条第 4 項に規定する公示において定める期間に申請  
書（別紙様式 第 1 号様式）を提出しなければならない。

(添付資料)

**第 6 条** 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適  
用される令和 6 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に  
必要な資格等を定める告示（令和 6 年京都府告示第 2 号）に定める競争入札参加  
者の資格を得ている者については、競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提  
出することにより、(1)、(2)、(3)、(6)及び(7)の書類の提出を省略することがで  
きるものとする。

- (1) 法人にあっては商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する登  
記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分  
証明書等
- (2) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別紙様式 第 2 号様式）
- (3) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (4) 営業経歴書（別紙様式 第 3 号様式）
- (5) 技術者経歴書（別紙様式 第 4 号様式）
- (6) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあつ  
ては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商  
品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書
- (7) 印鑑届出書（別紙様式 第 5 号様式）
- (8) 第 4 条第 4 号から第 8 号までに該当しないことを証する書類
- (9) 誓約書（別紙様式 第 6 号様式）

(資料等の提出)

**第 7 条** 知事は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対  
し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求め  
ことができる。

(参加資格を有する者の名簿への登載)

**第 8 条** 知事は、参加資格を有すると認定した者を規則第 141 条第 3 項に規定する名簿に  
登載するものとする。

(資格審査結果の通知)

**第 9 条** 知事は、資格審査の結果を、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別紙様式  
第 7 号様式）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

**第10条** 参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から規則第141条第4項に規定する公示において定める日までとする。

(変更届)

**第11条** 申請書を提出した者(第8条の名簿へ登載されなかった者を除く。)は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別紙様式 第8号様式)により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

(参加資格の承継)

**第12条** 参加資格を有する者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、当該各号に掲げる者(第3条及び第4条第1号、第5号若しくは第6号に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができることと知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときその相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときその二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときその法人
- (4) 法人が合併したとき合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
- (5) 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別紙様式 第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書(別紙様式 第10号様式)により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知するものとする。

(参加資格の取消し)

**第13条** 知事は、参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことができる。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
  - (6) 前各号のいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 知事は、前項の規定により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書（別紙様式 第11号様式）により、その者に通知するものとする。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、令和6年7月8日から施行する。